

陸王親王

次官より伊國大使館降武官

(暗號電報)

一電三二〇號迄

(一) 件承知、不敢取送、準備配慮セリ度

(二) 要る所要金額、如何ナリヤ

二電三二二號承知前項(一)ニ要スル分ト合セリ

通報アリ度

右二月初旬送金致度ニ件承知セラレ度



陸王親王

昭和十一年一月十日

一、近頃の銃彈藥數三十九万五千八百八十發、
 箱數八十五、小三百七十五、計四百三十五箱
 二、三井ハ日本郵船、外貨又佛、要スル為輸
 送實施ニ難色アリ輸送要領危、如クセラレ
 度
 (イ)セハ港東京又廠間ハ陸軍軍需品トシテ

次
 電 宛
 第三〇號

發信者 伊國大使館附武官

電報譯

二月二日 午前一時四十分 著

二五二〇

發信地

陸軍省 14.1231 第259號 銃彈藥

陸軍

陸軍省、日本郵船公司と東京に於て契約せ

る度

曰伊国内輸送ハ伊國在勤大使館附武官

日本より送金を受け伊國側より支拂

三、一月十五日セバ、郵船室蘭丸に輸送

し度、付至急御決定煩し度

(終)

右ニ依リ支拂終了ナルニ付努メテ過不足ナク送付アリ度 (22) 四、一月ニ於ケル送金所要額ニ百十六万八千六百十三リラ 三、小銃代殘金百九十七万七千三百四十七リラ 二、第四回小銃殘金十二月三十日支拂ヲ實施セリ 一、第六回小銃輸送船諏訪丸ハ十二月二十八日ナポリ ヲ出發セリ	次官宛 發信者 伊國大使館附武官 電第三三三號	發信地 陸軍省 15.1.2 第 銃砲課 15.1.2 陸軍省 15.1.2 第 銃砲課	秘電報譯 一月三十一日午前午後一九時一三分發
--	---------------------------------------	---	--------------------------------------